

## 第41回ふくい桜まつり 足羽川緑地（南側河川敷）出店募集要項

福井の春の風物詩である「ふくい桜まつり」を魅力あるイベントとするため、足羽川緑地にて花見客が楽しめる快適な空間づくりを実施いたします。

花見客に福井の春を満喫していただくために、共にまつりを盛り上げ、誘客促進・周遊拡大を図るという趣旨のもと、出店者を募集いたします。希望される方は、下記事項をご確認の上、ふくい桜まつり実行委員会（事務局：福井市観光振興課）までお申し込みください。

### 1 募集対象

飲食、物販、あそびコーナー、大道芸など

### 2 手続き方法

申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、食品衛生法に基づく営業許可証の写し（飲食のみ）を添えて、福井市観光振興課に提出してください。

※日中に必ず連絡が取れる連絡先を記入してください。

### 3 出店可能期間及び場所

期間：令和8年3月21日（土）から令和8年4月3日（金）まで

・ふくい桜まつり開催期間のみ出店可能です。

ただし、出店準備や片付けを行う必要がある場合は開催期間の前後も申請可能ですが、営業はできません。準備及び片付けにも使用料がかかります。なお、片付けは4月4日（土）10:00までに行ってください。

・まつり盛り上げのため9日間以上の出店にご協力ください。

・開花状況に応じて開催期間が延長される場合があります。延長された場合は4月6日（月）からも出店することができます（4月4日（土）及び4月5日（日）はイベント開催のため出店できません）。

場所：足羽川緑地（南河川敷）桜橋付近から幸橋付近まで

※大道芸については応相談

### 4 申請書の受付

次の受付期間ごとの申請者を対象に現地で立ち会いを行い、出店場所などを調整の上、許可書を発行します。

立ち会いに参加できない方は、事前に希望をお聞きしますが、立ち会いに参加された方を優先する場合がありますので、ご了承ください。

※申込多数により出店可能枠以上の申込みがあった場合は、出店期間が長い方を優先して採用する場合があります。

#### （1）申請対象者：個人又は事業者で、市内に住所を有するもの

受付期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月16日（月）まで

立会予定日：令和8年2月24日（火）

※出店スペースに余裕がある場合、下記の募集を実施します。

#### （2）申請対象者：個人又は事業者で、市外又は県外に住所を有するもの

受付期間：令和8年2月17日（火）から令和8年3月9日（月）まで

立会予定日：令和8年3月11日（水）

※申請書は各締切日の17時までに必着とします。

郵送・持参：〒910-0858

福井市手寄1丁目4番1号 AOSSA5階

福井市 商工労働部 観光文化スポーツ局 観光振興課

8:30~17:15（土日祝日は閉庁）

Mail : [kankou@city.fukui.lg.jp](mailto:kankou@city.fukui.lg.jp)

## 5 出店料

使用面積1平方メートルにつき、30円/日

販売テーブルなども使用面積に含みます。

## 6 許可書及び出店料の納付

「4 申請書の受付」の各期間の現地立ち会い後に準備が出来次第、発行します。

出店料の納付については、令和8年3月19日（木）までに観光振興課の窓口でのお支払い又は指定の口座にお振込みください（振込手数料についてはご負担ください）。

## 7 出店料の還付

既納の出店料は出店者の責によらない暴風、豪雨、洪水などの天災等により出店できなくなったりの場合を除き、還付できません。

## 8 出店に際しての注意事項

以下の事項を遵守してください。遵守されない方は、出店を取り消す場合があります。

（1）出店期間中は必ず主催者の指示に従い、代表者もしくは担当者は常に連絡が取れる状態にしていただき、緊急時に対応できるようにしてください。

（2）搬入・搬出等の車両の通行は必ず主催者の指示した時間に行ってください。

（3）テントを設置する場合は、強風時でも飛ばされないよう必ずペグ打ちとウエイトをご準備ください。

（4）出店期間中の商品の保管は、出店者の責任において行ってください。

（5）出店にかかる盗難・紛失については、主催者は一切責任を負いませんので、貴重品等は出店者の責任で管理してください。

（6）出店によって発生したゴミは、営業期間中は店頭で回収してください。また、営業終了後は各日、周辺の清掃をお願いいたします。

（7）ショーを披露する場合、一般客に対するおひねりや投げ銭の過度な要求は行わないでください。特に未成年に対しては十分な配慮をお願いいたします。

（8）出店にあたり発生した事故及びクレームについては出店者が責任をもって解決し、主催者に対して一切の賠償などの請求は行わないでください。